

函館市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月8日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第5号

函館市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

函館市職員安全衛生管理規則（昭和58年函館市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1，別表第2第1号および別表第3中「環境部庁舎」の後ろに「（日乃出町に所在するものに限る。）」を加える。

別表第3の2中第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同表に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境部庁舎（大森町に所在するものに限る。）

別表第4第1号中「環境部庁舎」の後ろに「（日乃出町に所在するものに限る。）」を加える。

別表第5中「（環境部庁舎）の後ろに「（日乃出町に所在するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は，令和5年3月20日から施行する。